

令和6年2月6日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

区の条例で定める地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により厚生労働省令（※）に定められた基準によることとされている。今般、社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令が改正されたため、「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」を改正する。

※ 厚生労働省令

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成18年厚生労働省令第36号）

2 改正内容

主な改正内容は別紙1のとおり

3 新旧対照表

別紙2のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

令和6年2月 令和6年第1回定例会提案

4月1日 改正条例施行（一部の規定に経過措置規定あり）

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」及び「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」概要対照表

【上記2条例の対象となるサービス】

地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
A：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
B：夜間対応型訪問介護	
C：地域密着型通所介護	
D：認知症対応型通所介護	d：介護予防認知症対応型通所介護
E：小規模多機能型居宅介護	e：介護予防小規模多機能型居宅介護
F：認知症対応型共同生活介護	f：介護予防認知症対応型共同生活介護
G：地域密着型特定施設入居者生活介護	
H：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
I：看護小規模多機能型居宅介護	

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会令和5年12月19日）を参考に作成

- ①項目の末尾に、指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を、《 》内に指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。
- ②対象サービスの表記は、上記のA～I及びd～fの各サービスに対応している。

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
協力医療機関との連携体制の構築 （協力医療機関等） 第126条第2項、第3項及び第6項他 《第84条第2項、第3項及び第6項》	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	左記に加え、以下の見直しを行う。 ア 医師等による相談対応体制・診療体制を常時確保している医療機関を、協力医療機関として定めることを努力義務とする。 イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認することを義務付ける。 ウ 利用者が退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることを努力義務とする。
【対象サービス】 F：認知症対応型共同生活介護、G：地域密着型特定施設入居者生活介護、 f：介護予防認知症対応型共同生活介護		

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
協力医療機関との連携体制の構築 (協力医療機関等) 第 174 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項 * 3 年間の経過措置期間中は努力義務	入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。	左記に加えて、以下の見直しを行う。 ア 医師等による相談対応体制・診療体制を常時確保し、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関を協力医療機関とすることを義務付ける。 イ 1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認することを義務付ける。 ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることを努力義務とする。
【対象サービス】 H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

緊急時等の対応方法の定期的な見直し (緊急時等の対応) 第 167 条の 2 第 2 項	入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の従業者である医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	あらかじめ、施設の従業者である医師及び協力医療機関の協力を得て、緊急時等における対応方法について定める。また、1 年に 1 回以上見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うことを義務付ける。
【対象サービス】 H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

感染症への対応力の向上 (協力医療機関等) 第 126 条第 4 項及び第 5 項他 ≪第 84 条第 4 項及び第 5 項≫	(新設)	新興感染症発生時に感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務とする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。
【対象サービス】 F : 認知症対応型共同生活介護、 G : 地域密着型特定施設入居者生活介護、 H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 f : 介護予防認知症対応型共同生活介護		

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
身体的拘束等の適正化の推進 (サービスの具体的取扱方針) 第 25 条他 <<第 43 条他>> * 小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介 護、介護予防小規模多機能型 居宅介護は、1 年間の経過措 置期間中は努力義務	(新設)	緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、その 態様・時間、その際の利用者の心身 の状況・緊急やむを得ない理由を記 録することを義務付ける。
		【対象サービス】 A : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、B : 夜間対応 型訪問介護、C : 地域密着型通所介護、D : 認知症対応 型通所介護、d : 介護予防認知症対応型通所介護
	身体的拘束等を行う場合には、その 態様及び時間、その際の利用者の心 身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録しなければならない。	左記に加え、身体的拘束等の適正化 のための措置(委員会の開催、指針 の整備、研修の定期的な実施)を義 務付ける。
		【対象サービス】 E : 小規模多機能型居宅介護、I : 看護小規模多機能型 居宅介護、e : 介護予防小規模多機能型居宅介護

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
ユニットケアの質の向上 (勤務体制の確保等) 第 189 条第 5 項	(新設)	ユニットケアの質の向上の観点か ら、個室ユニット型施設の管理者 は、ユニットケア施設管理者研修を 受講することを努力義務とする。
【対象サービス】 H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

(3) 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
介護現場における生産性の向 上 (利用者の安全並びに介護サー ビスの質の確保及び職員の負 担軽減に資する方策を検討す ための委員会の設置) 第 107 条の 2 他 <<第 64 条の 2 他>> * 3 年間の経過措置期間中は 努力義務	(新設)	利用者の安全並びに介護サービ スの質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会の設 置を義務付ける。
【対象サービス】 E : 小規模多機能型居宅介護、F : 認知症対応型共同生活介護、G : 地域密着型特定施 設入居者生活介護、H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、I : 看護小規模 多機能型居宅介護、e : 介護予防小規模多機能型居宅介護、f : 介護予防認知症対応型 共同生活介護		

(4) その他

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
「書面掲示」規制の見直し (掲示) 第 35 条第 3 項他 《第 33 条第 3 項他》 * 令和 7 年 4 月 1 日から適用	運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示に加え、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務付ける。
【対象サービス】すべてのサービス種別		

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例	○世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
平成25年3月5日条例第18号	平成25年3月5日条例第18号
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 申請者の要件（第3条）	第2章 申請者の要件（第3条）
第3章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第4条—第91条）	第3章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第4条—第91条）
第4章 区外に所在する事業所に係る特例（第92条）	第4章 区外に所在する事業所に係る特例（第92条）
第5章 雑則（第93条・第94条）	第5章 雑則（第93条・第94条）
附則	附則
第1条～第9条（省略） （利用定員等）	第1条～第9条（省略） （利用定員等）
第10条（省略）	第10条（省略）
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する	2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により

改正後	改正前
<p><u>指定介護療養型医療施設</u>の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p><u>なおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項の表1の項中欄において同じ。</u>）の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>第11条～第16条（省略） （心身の状況等の把握）</p>	<p>第11条～第16条（省略） （心身の状況等の把握）</p>
<p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成27年3月世田谷区条例第15号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第33条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この節において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この節において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>第18条～第32条（省略） （掲示）</p>	<p>第18条～第32条（省略） （掲示）</p>
<p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において「重要事項」という。</u>）を掲示しなければならない。</p>	<p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項</u>の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第34条～第40条（省略） （記録の整備）</p> <p>第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第43条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 第22条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第25条の規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 第37条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 第38条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(7) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第38条第4項の規定により同条第2項の規定に準じて記録したものを整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>第42条（省略） （指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げ</p>	<p>第34条～第40条（省略） （記録の整備）</p> <p>第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第43条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第25条に規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(4) 第37条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 第38条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第38条第4項の規定により同条第2項の規定に準じて記録したものを整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>第42条（省略） （指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げ</p>

改正後	改正前						
<p>るところによるものとする。 (1)～(9) (省略) <u>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (12)～(15) (省略) <u>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</u></p>	<p>るところによるものとする。 (1)～(9) (省略) (10)～(13) (省略) <u>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</u></p>						
<p>第44条 (省略)</p>	<p>第44条 (省略)</p>						
<p>(従業者の員数等)</p>	<p>(従業者の員数等)</p>						
<p>第45条 (省略)</p>	<p>第45条 (省略)</p>						
<p>2～5 (省略)</p>	<p>2～5 (省略)</p>						
<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち同表の右欄に掲げるものは、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち同表の右欄に掲げるものは、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1109 465 1431">1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合</td> <td data-bbox="465 1109 779 1431">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は</td> <td data-bbox="779 1109 1070 1431">介護職員</td> </tr> </table>	1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は	介護職員	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 1109 1467 1431">1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合</td> <td data-bbox="1467 1109 1780 1431">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、<u>指定</u></td> <td data-bbox="1780 1109 2072 1431">介護職員</td> </tr> </table>	1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、 <u>指定</u>	介護職員
1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は	介護職員					
1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、 <u>指定</u>	介護職員					

改正後				改正前			
	介護医療院				介護療養型医療施設 (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院		
2	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師	2	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師
7～13 (省略) 第46条～第53条 (省略) (身体的拘束等の禁止) 第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束等</u> を行ってはならない。				7～13 (省略) 第46条～第53条 (省略) (身体的拘束等の禁止) 第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u> を行ってはならない。			
2 (省略) 3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>				2 (省略)			

改正後	改正前
<p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	
<p>第55条～第64条（省略）</p>	<p>第55条～第64条（省略）</p>
<p><u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u></p>	
<p><u>第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</u></p>	
<p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p>
<p>第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>
<p>(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画</p> <p>(2) 第68条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画</p>	<p>(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画</p> <p>(2) 第68条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画</p>

改正後	改正前
<p>(3) 次条において準用する第22条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第54条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条の<u>規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>(3) 次条において準用する第22条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第54条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条に<u>規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>第66条・第67条（省略）</p>	<p>第66条・第67条（省略）</p>
<p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p>	<p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p>
<p>第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)（省略）</p>	<p>(1)（省略）</p>
<p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第33条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準第34条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p>	<p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p>
<p>(3)～(15)（省略）</p>	<p>(3)～(15)（省略）</p>
<p>第69条～第79条（省略）</p>	<p>第69条～第79条（省略）</p>
<p>（管理者による管理）</p>	<p>（管理者による管理）</p>
<p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設その他の規則で定める事業所等（以下この条において「事業所等」という。）を</p>	<p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設その他の規則で定める事業所等（以下この条において「事業所等」という。）を</p>

改正後	改正前
<p>管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>管理する者であってはならない。ただし、<u>事業所等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>第81条～第83条（省略） （協力医療機関等）</p>	<p>第81条～第83条（省略） （協力医療機関等）</p>
<p>第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>	<p>第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>
<p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、規則で定める回数以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った区市町村長に届け出なければならない。</u></p>	
<p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなけれ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ばならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>8 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>第85条（省略） （記録の整備）</p> <p>第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1） 第89条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>（2） 第77条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>第85条（省略） （記録の整備）</p> <p>第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1） 第89条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>（2） 第77条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

改正後	改正前
<p>(3) 第79条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条の<u>規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>	<p>(3) 第79条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条に<u>規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>
<p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、<u>第62条及び第64条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第27条第2項中「この款」とあるのは「第3章第4節第4款」と、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護</p>	<p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条<u>及び</u>第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第27条第2項中「この款」とあるのは「第3章第4節第4款」と、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応</p>

改正後	改正前
<p>予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第88条～第94条（省略） 附 則～附 則（令和3年3月9日条例第10号）（省略） <u>附 則（令和6年3月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>（重要事項の揭示に係る経過措置）</u> 2 <u>施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第33条第3項（改正後条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第33条第3項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。</u> <u>（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）</u> 3 <u>施行日から令和7年3月31日までの間、改正後条例第54条第3項の規定の適用については、改正後条例第54条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u> <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）</u> 4 <u>施行日から令和9年3月31日までの間、改正後条例第64条の2（改正後条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第64条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。</u></p>	<p>型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第88条～第94条（省略） 附 則～附 則（令和3年3月9日条例第10号）（省略）</p>